

社会福祉法人鳳凰会 役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳凰会（以下「法人」という。）定款第22条の規定に基づき役員の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 理事長には、報酬を支給する。それ以外の理事及び監事に対して、報酬は無報酬とする。

(報酬の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬の額は、1施設あたり年2,400,000円とし年総額4,800,000円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の通りとする。

- 2 毎月末日とする。（ただし、その日が休日等にあたる場合は、金融機関の翌営業日に支給する。）
- 3 第2条に規定する報酬等は、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則 この規程は、令和7年7月18日より施行する。